

町税は口座振替による納付をお願いします！

町税の納め忘れ防止のため、簡単便利な「口座振替による納税」をしませんか？
 ※振替日前日までに残高の確認と入金をお願いします。

《令和4年度口座振替スケジュール》

振替月	振替日 (納期限日)	税 目			
		町県民税	固定資産税	軽自動車税	国保税
令和4年4月	5月2日(月)			全期	
5月	5月31日(火)		1期		
6月	6月30日(木)	1期			
7月	8月1日(月)		2期		1期
8月	8月31日(水)	2期			2期
9月	9月30日(金)				3期
10月	10月31日(月)	3期			4期
11月	11月30日(水)				5期
12月	12月27日(火)		3期		6期
令和5年1月	1月31日(火)	4期			7期
2月	2月28日(火)		4期		8期
3月	3月31日(金)				9期

【口座振替の申込方法】

申込書の提出は、口座振替を希望する金融機関の窓口になります。登録情報の確認、記入方法については、問合せ先へ問合せください。

【軽自動車の車検を受ける方】

- ①軽自動車税を口座振替している方は、5月11日(水)に納税証明書を郵送することから、5月2日(月)から5月13日(金)まで、有効な納税証明書がない状態となります。この期間を避けて車検を受けてください。
- ②納付書で納めている方は、控えに納税証明書がついています。車検の際に必要ですので、車検証と一緒に保管してください。

■問合せ：税務町民課納税係 ☎0234-42-0136、42-0137

「健康ライフ応援事業」を新設しました

- 対象：65歳以上の町民（令和4年4月1日現在）
- 内容：対象者に配布されるスタンプ帳を持って事業所を利用すると、スタンプを最大20個貯めることができ、特典として無料券や割引券を、最大5枚使用できます。また無料券や割引券を使わずにスタンプを20個貯めた方は、褒賞品を受け取れます。



スタンプを貯めることのできる事業所など	
事業所名	スタンプの貯め方
町湯、北月山荘、アクア庄内	1回の入浴（入場）につき1個
町内理美容店（一部店舗を除く）	1回の利用につき1個
総合体育館 トレーニングルーム	1カ月分の会費の納付で1個、 6カ月分の会費の納付で5個
コメっかわくわくクラブ	入会金（年会費）の納付で2個

■問合せ：保健福祉課福祉係 ☎0234-42-0149

無料券や割引券を使用できる事業所など	
事業所名	無料券、割引券の内容
町湯、北月山荘、アクア庄内	1回の入浴（入場）料金が無料
町内理美容店（一部店舗を除く）	1回の利用料金から500円割引
道の駅しょうない風車市場、 なんでもバザールあっぱ	1回の購入金額から500円割引
※総合体育館（コメっかわくわくクラブによる各種教室を含む）での無料券や割引券の使用はできません。	

他にも、町民のみなさんが心身ともに健康的な生活を送ることを応援する事業があります。ぜひご利用ください。

健康チャレンジ事業
●対象：町民どなたでも
●内容：運動・野菜・減塩・歯磨き・禁煙・体重測定・独自項目のうちいずれか1項目を選び、30日間達成した方に、「やまがた健康づくり応援カード」と健康ライフ応援事業と同様の無料券または割引券を交付。
■問合せ：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0148

健康しょうないマイレージ事業
●対象：月3回以上介護予防に取り組む方
●内容：介護予防事業（100歳体操など）に20回参加につき商品券500円またはハッピーシール300枚交付。
■問合せ：保健福祉課高齢者支援係 ☎0234-43-0490

※高齢者福祉温泉等利用事業は廃止となります。

庄内町議会議員選挙日程

任期満了に伴う庄内町議会議員選挙の日程が次のように決まりました。

告示	投票日
6月14日(火)	6月19日(日)

立候補予定者・出納責任者説明会

日時	5月16日(月) 10:00～
場所	役場B棟3階 大会議室

投票所入場券が変わります

これまでの世帯ごと封筒での送付から、**個人宛のハガキに変更**となります。

第10投票区を第9投票区に統合します

第10投票区（瀬場、大中島、新田）を第9投票区に統合します。該当集落にお住まいの方は、当日の投票所が変わります。※詳細は、選挙時に発行するチラシおよび投票所入場券でご確認ください。

■問合せ：庄内町選挙管理委員会 ☎0234-42-0128

4月1日から

庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が施行

障がいを理由とする差別の解消に向けて、みなさんが一体となって取り組んでいきましょう。

【対象となる「障がいのある人」とは】

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含みます）、その他、心や体のはたらきに障がい（難病に起因する障がいを含みます）があり、日常生活や社会生活に、相当な制限を受けているすべての人です。手帳の有無は問いません。

(1)「障がいを理由とする差別」は禁止されています。

- （例）・商品の販売やサービスの提供を拒否する。・求人への応募を認めない。
- ・不動産の売買や賃貸で、物件の紹介などを拒否する。
- ・サービス提供に際し、理由がないのに介助者の付き添いなどの条件を付ける。



(2)合理的な配慮（障がいのある人への必要な配慮）に努めなければなりません。

町民、事業者は、障がいのある人が障がいのない人と同じように生活できるよう、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）を取り除くための配慮に努めなければなりません。

【障がいのある人が困っている場面を見かけたら】「お手伝いすることはありますか？」と積極的に声をかけましょう。

【障がいのある人やその家族の方は】必要な配慮を相手に伝え、理解してもらうよう努めることが望めます。

次のような合理的な配慮について、できることから取り組みましょう

- ・聴覚障がいのある人に対して、筆談で伝えるなどの対応をする。
- ・視覚障がいのある人に対して、書類を読み上げて内容を伝えるなどの対応をする。
- ・知的障がいのある人などが理解しやすいように、書類にふりがなを付けたり、難しくないことばやわかりやすい表現をしたりする。
- ・身体障がいのある人などに対して、移動しやすいように、扉を開ける、車イスを押す、段差にスロープを用意するなどの手助けをする。
- ・精神障がいのある人などが働きやすいように、職場の配置や環境、勤務条件などを柔軟に変更する。



(3)障がいを理由とする差別に関する相談

町では、障がいを理由とする差別に関する相談を受け付けています。必要に応じて、関係機関と連携しながら、話し合いによる問題解決を図っていきます。

■問・相談先：障害者相談支援センター ☎0234-42-2232 保健福祉課福祉係 ☎0234-42-0149